



11月9日  
東地申  
第67号

### 「列車運行と線路内作業の分離の原則を再構築し、設備及び建築工事部門従事員触車事故防止要領」の遵守を求める緊急申し入れ

ポ  
イン  
ト  
の  
交  
渉

本電第70号「4 建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い  
(かけ声・うけ声運動)」について

- ✓ 該当する作業は「限りなくゼロに近い」認識！
- ✓ 触車事故防止要領の遵守に務めてもらう工夫を行う！
- ✓ 現場への理解のための丁寧な説明を工夫して行う！
- ✓ 運用の停止は行わず、会社として試行を続けていく！→ **対立！**

前段に、本部—本社間の議論を踏まえ、

「本電第70号4項に関わる具体的な作業」を会社と認識の一致を図る！

認  
識  
一  
致

- ✓ 本電第70号第4項が“触車事故防止要領”を無視するものではない。  
“触車事故防止要領”に上積みされた対策であり、上書きするものではない。
- ✓ “触車事故防止要領”で「原則線閉」である。
- ✓ 想定する作業は、日夜、常態的に発生するものではない。

**該当する作業は「限りなくゼロに近い」認識を確認！！**

1. 命を絶対価値基軸とする作業及び保安体制を確立するためにも「本電第70号電気部門における線路閉鎖工事等によらない作業等を実施する場合の取扱い（試行）について（連絡）」の「4 建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（かけ声・うけ声運動）」について運用を直ちに停止すること。

(回答) 本電第70号は、同要領に基づいた必要な保安体制を構築したうえで、建築限界内に立ち入る際に声を掛け合うことで意識を高め、安易に建築限界内に入らないことを徹底する取り組みであり、引き続き試行していく考えである。

#### 組 合

- ◆ 首都圏本部でのトレースの集約を教えてください。
- ◆ 現状、本電第70号4項に対するトレースの集約は  
どうなっているのか。
- ◆ 本電第70号4項が出るまでに、どのような議論を  
してきたのか。
- ◆ 本電第70号だけの議論はしていないのか。

#### 会 社

- 現在、集約中である。
- 該当する作業については、今の段階ではない。
- 双葉—浪江間での事象などを踏まえて、4M4E  
などを行い、背後要因を出し対策を出してきた。  
本電第70号は対策のうちの一つ。
- していない。

その2へ続く



11月9日  
東地申  
第67号

### 「列車運行と線路内作業の分離の原則を再構築し、設備及び建築 工事部門従事員触車事故防止要領」の遵守を求める緊急申し入れ

#### 1 項の続き

#### その2

#### 組 合

- ◆ (かけ声、うけ声) がなぜ出てきたのか。
- ◆ 触車事故防止要領との関係性は。
- ◆ 前提のないところから、どのような場面を想定して対策を立てられたのか。
- ◆ 現場と本交渉での想定への認識が違うと感じた。何が問題で「やる・やらない」が起きているのか。
- ◆ 職場とは、どのような議論をしたのか。メールだけなのか。
- ◆ 職場により認識の差があると言われていたが、その差の認識はしているのか。
- ◆ 職場実態は知っているのか。
- ◆ 本電第70号の職場の伝わり方が非常に問題。説明途中で時間がなくなり「通達がきているので実施してください」という職場もあった。指導もバラバラである。問題ない認識なのか。
- ◆ 各職場でもう一度認識を合わせる場を設けるべき。同じ認識に立って指導がされないと社員は混乱する。
- ◆ 1項については、本電第70号4項の運用の中止を求めている。運用の停止はしないのか。
- ◆ 継続するならば、今の通達書だけではわからない。解説書等で周知していただきたい。

#### 会 社

- 触車事故防止は何か一つの対策で防げるものではない。かけ声、うけ声をすることによって「触車事故防止に立ち戻ろうよ」ということに使いたい。
- 関係性は触車事故防止要領の追加である。
- 意図せずに入ってしまうケースを食い止めたい。「線路内で危ないよ」ということを気づいてもらうことが出発点。  
危ないことをしている人を止める。声を発しやすくするために作った。
- 本施行ではなく、試行として、丁寧に意見を集めて今後どのようにしていくか考えていく。
- メールだけではない。安全指導科長、所長を交えて話している。
- 「本当に目的が見えないでやる必要はあるのか」と意見をもらっている。認識はしている。
- 今後、トレースで把握していく。
- 事故対策として打ち出している文章の一つで、正確性と迅速性の両立をしなければならない。触車事故防止を前提に、追加した取り組み。迅速性をもって周知したが、理解いただけなかった。試行を通じて、どのような対策を行うか考えていきたい。
- 意見としては承った。
- 運用停止はしない。  
会社としては試行を続けていく。
- 引き続き、ご理解いただけるように努めていく。具体的な方法については、検討していく。

対立!!

その3へ続く



11月9日  
東地申  
第67号

## 「列車運行と線路内作業の分離の原則を再構築し、設備及び建築工事部門従事員触車事故防止要領」の遵守を求める緊急申し入れ **その3**

2. 「設備及び建設工事部門従事員触車事故防止要領」に基づいた作業計画の再徹底を図るとともに計画外作業に対する保安体制の確立方法について再徹底を図ること。

(回答) 作業等の安全については、設備及び建設工事部門従事員触車事故防止要領等に基づき確保していくとともに、必要な保安体制を構築するために引き続き指導していく考えである。

### 組 合

◆ 2項についての労使合意の認識を図りたい。

### 会 社

◆ 事故を起こしたくない認識は同じである。触車事故防止要領の遵守に務めてもらう工夫を行なっていく。

**認識の一致を図る！**

3. 「安全計画2023」における安全エキスパート Jr、安全指導のキーマン、安全のプロについて、「仕事の本質」の理解の促進及び徹底的なリスクの掘り起こしなど、安全について担うべき役割を明らかにすること。

(回答) 安全のしくみを理解し系統を越えて議論できる「安全の取組みの各となる人」となり、社員一人ひとりと協力しながら安全のすそ野を広げることを役割としている。

### 組 合

◆ 安全エキスパート Jr、安全指導のキーマン、安全のプロは誰なのかを教えてください。

◆ 安全エキスパート Jrとは、誰が決めているのか。

◆ 安全指導のキーマンに指定された社員は、役割を担っている認識がなく、周りの社員にも認識されていない。

◆ 本電第70号の議論には参加していないのか。

◆ 現状をどのように改善して「安全計画2023」を完遂するのか。全社員が参画する必要はないのか。

◆ 通達類を一括するものではなく、首都圏本部での議論踏まえながら、職場への丁寧な説明と指導をお願いしたい。

### 会 社

➢ 安全指導のキーマンは、安全指導科長。安全のプロは各支社・本部に一人ずついる。現場にいない。

➢ 安全エキスパート Jrでは指定していない。副長や主務、主任の社員で意識の高い社員を呼んで教育を行なっている。現場長からは「希望した社員が応募してくれている」と聞いている。

➢ 役割を担っている認識を忘れないためにも、繰り返し教育を行なっている。認識されていないのであれば、周知には工夫が必要だと感じる。

➢ 規程や取扱いを設定する場には、参加していない。

➢ 「安全計画2023」は内容が広範である。安全風土を構築していくことに異論はない。周知の方法等を考えながら、安全に向けて取り組んでいく。

➢ 多くの社員にご理解いただけるような工夫を行なっていく。

**確認！！**

**事故・事象の原因を掘り下げ、実効性のある対策と補完する体制・教育を求める！**